

内閣参質一〇二第四四号

昭和六十年七月三十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村睦男 殿

参議院議員田代富士男君提出日本内航海運組合總連合会による船腹調整事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田代富士男君提出日本内航海運組合総連合会による船腹調整事業に関する質問に対する答弁書

一から六まで及び十一について

営業転用船については、保有船腹調整規程（以下「規程」という。）に基づき、一定の条件の下に、代替建造が行われていると承知している。

船腹調整事業については、砂利船に係るものも含め今後とも業界の実情に応じ適切な運営がなされるよう日本内航海運組合総連合会（以下「総連合会」という。）を指導してまいりたい。

七及び八について

船腹調整事業については、内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）に照らし、適切に行われ

るよう見守つてまいりたい。

### 九及び十について

御指摘のプラットシャーバージについては、総連合会を中心にして業界において正常化のための努力が続けられていると承知しており、政府としても、内航海運業の健全な発達を図るため関係事業者等に対する指導等を行うとともに、今後とも規程の適正な運用を図るよう総連合会を指導してまいりたい。